

新型コロナウイルスワクチン接種

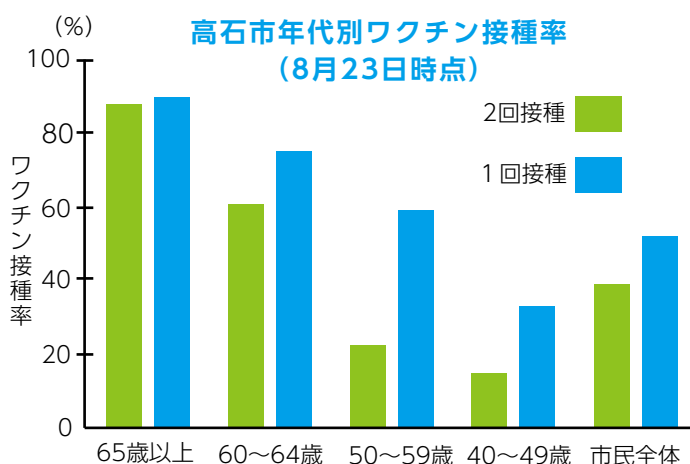
- 新型コロナウイルスの感染・重症化を防ぐために -

8月15日に発表された府の資料によると、年代別新規陽性者数や新規重症者の割合はワクチン接種を受けた60代以上を除き、20代～50代の各年代で増加傾向です。また、新規陽性者のうち、ワクチンの効果が期待される2回接種後2週間経過以降に重症化・死亡した人はいなかったという報告もされています。

自身の身を守るため、また大切な家族を守るためにも、ワクチン接種は有効な予防手段です。市では、各医療機関の個別接種を中心に、集団接種も受けられる環境を整えています。

問合せ 高石市新型コロナワクチンコールセンター ☎(275) 5226

または、地域包括ケア推進課 ☎(267) 1160



ワクチン接種歴による重傷者数・死亡者数
(8月15日時点)

ワクチン接種歴	感染者数	重傷者数	死亡者数
2回接種後 2週間経過	317人	0人	0人
1回接種後など	1,801人	31人	18人
未接種または 不明	83,207人	1,984人	1,557人
合計	85,325人	2,015人	1,575人

※大阪府の資料に基づく

自分でできる感染症対策を再確認！！

家庭内のできる感染症対策



1. 帰宅後の手洗い、うがい
2. こまめな消毒・除菌
3. 食事は大皿よりも小分けで
4. 家の中でのマスク着用

コロナ禍でストレスをためないために

■ 場所を選んで適度な外出を

感染場所は、換気が悪く、マスクをしていない人が集まる場所に多く見られます。マスク着用などの対策を徹底し、場所を選べば、外出を過度に恐れる必要はありません。



■ 「健康二次被害」を防ぐために運動しましょう

1日の平均歩数は8000歩以上、筋トレは週3回など、目標を立てて運動することを意識しましょう。

ワクチン接種の最新情報は市HPをご確認ください▶



新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

※掲載情報は、8月26日時点のものです。最新の情報は、お問い合わせください。

- 生活支援 -

コロナの影響で働けなかった方へ

緊急小口資金等の特例貸付の申請期間延長

緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付、再貸付）の特例貸付の申請期間が、令和3年11月30日まで延長となりました。

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による減収や失業等により生活に困窮し、生計維持のための貸付けを必要とする世帯

<特例緊急小口資金>

貸付上限額：20万円

据置期間：1年以内

償還期限：2年以内

貸付利子、保証人：無利子、保証人不要

<特例総合支援資金・特例総合支援資金再貸付>

貸付上限額：単身世帯：月15万円以内

複数世帯：月20万円以内

貸付期間：3か月以内

据置期間：1年以内（再貸付は3年以内）

償還期限：10年以内

貸付利子、保証人：無利子、保証人不要

問合せ 高石市社会福祉協議会 ☎(261)3656

総合支援資金の特例貸付の利用が終了した方などへ

生活困窮者自立支援金

生活困窮者自立支援金の申請期間が、令和3年11月30日まで延長となりました。

対象 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯または11月に借り終える世帯、総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯など

収入要件 収入月額が一定の金額を超えていないこと

単身世帯：123,000円 2人世帯：177,000円 3人世帯：223,000円

資産要件 預貯金等が一定の金額を超えていないこと（上限100万円）

単身世帯：504,000円 2人世帯：780,000円 3人以上世帯：1,000,000円

求職等要件 ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

支給額（月額） 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

申請期間 11月30日まで

支給期間 3か月

※その他要件の詳細等については、市ホームページをご覧ください▶

問合せ 高石市社会福祉協議会 ☎(248)2667



高石市独自補助事業

自宅療養者等へ買い物に係る配送手数料を補助します

新型コロナウイルス感染症により、自宅療養等を余儀なくされた市民を対象に、食料品や日用品などの生活必需品の買い物に係る配送手数料を補助します。

対象 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者で、保健所から自宅療養（待機）を要請された方のいる世帯（世帯員に外出可能な方がいる場合は除く）

補助額 ネットスーパー等で生活必需品の買い物に係る配送手数料 1日1回550円上限（最長14日）

補助を受けるには、レシートの提出が必要です。

※申請方法などの詳細については、お問い合わせください

問合せ 地域包括ケア推進課 ☎(267)1160

自宅の家賃の支払いにお困りの方へ

住居確保給付金をご活用ください

住まいの家賃を払えない借り主に代わって、市が家賃相当額を家主へ支給します。

給付額 賃貸住宅の家賃額（全部または一部）

期間 3カ月（収入の状況等により変更あり）

対象 離職や経済的な困窮で住まいを失った、または失う恐れがある方（資産及び収入の条件あり）

問合せ 社会福祉課 ☎(275)6283

※申請方法等の詳細については市HPをご覧ください▶



コロナの影響で働けなかった方へ

傷病手当金を支給します

市国民健康保険または府後期高齢者医療の加入者で新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間に対して、傷病手当金を支給します。

対象 勤務先から給与の支払いを受けている被用者

問合せ 健康づくり課 国民健康保険担当 ☎(275)6374

後期高齢者医療担当 ☎(275)6392

- 経済支援 -

感染に強いまちづくり 感染防止認証ゴールドステッカー

府は感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、新たな認証制度を創設しました。

対象 飲食店（宅配、テイクアウト、フードコートは対象外）

認定基準 国基準を基本に、府独自基準を設定

例 ・アクリル板等の設置（座席の確保）

- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底、CO₂センサーの設置
- ・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨
- ・コロナ対策リーダーの設置 等

※発効手順等の詳細については、大阪府感染防止認証ゴールドステッカーホームページをご覧ください
だくか、問合先までご連絡ください▶



問合先 大阪府感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター
☎06(7178)1371（受付時間：9：30～17：30 平日のみ対応）



中小法人・個人事業者の方へ 月次支援金

対象 ①と②を満たせば給付対象になります

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が 2019 年又は 2020 年の同じ月と比べて 50% 以上減少していること

支給額 中小法人等：上限 20 万円 / 月

個人事業者等：上限 10 万円 / 月

申請 オンライン申請

申請期間 7 月分：令和 3 年 9 月 30 日まで

8 月分：令和 3 年 10 月 31 日まで

9 月分：令和 3 年 10 月 1 日～11 月 30 日

※申請する前に必要な「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは 7 月分：9 月 27 日、8 月分：10 月 26 日、9 月分：11 月 25 日までとなりますので、ご注意ください。

問合先 月次支援金事務局 相談窓口 ☎0120（211）240
（受付時間：8：30～19：00 全日対応）

※詳細・申込方法は 経済産業省 HP をご覧ください▶



大阪府営業時間短縮協力金について（第 7 期・第 8 期）

令和 3 年 6 月 21 日～8 月 31 日の間（第 7 期）、令和 3 年 9 月 1 日～9 月 12 日の間（第 8 期）、大阪府からの休業や営業時間短縮の要請にご協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じて協力金を支給します。

申請期間 第 7 期：令和 3 年 9 月 27 日まで

第 8 期：未定（決定次第、府ホームページに掲載）
（郵送の場合、当日消印有効）

申請方法 オンライン申請または必要書類を郵送

問合先 大阪府営業時間短縮協力金コールセンター

☎06(7178)1342

（受付時間：9：00～18：00 / 平日のみ対応）

※詳しくは、府ホームページをご覧ください▶



対象 以下の要件を全て満たす事業者の方（第 7 期）

- ①大阪府内に要請対象施設（飲食店、遊興施設、結婚式場）を有する
- ②大阪府の要請対象期間において、下記表の要請に応じること

6 月 21 日 ～ 7 月 11 日まで、及び 7 月 12 日～8 月 1 日までの期間 （まん延防止等 重点措置期間） ※①～③のすべて	①通常、午後 8 時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後 8 時までに短縮すること。 ②酒類提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）は原則自粛すること。ただし、ゴールドステッカーを申請した場合は限定的に提供可。 ③カラオケ設備の利用を自粛すること。
8 月 2 日 ～ 8 月 31 日 までの期間 （緊急事態措置期間） ※①または②	①酒類提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備提供をする店舗が、施設を休止すること。 ②酒類提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備提供をしない店舗であって、通常、午後 8 時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後 8 時までに短縮すること。

- 個人事業主・中小企業向け資金繰り支援制度一覧 -

▶①個人事業主向け(小規模に限る)

※制度の詳細、問合せは経済産業省のホームページをご確認ください▶



要件	支援の内容	相談窓口	融資額
売上高 5%以上 減少	実質無利子 ※当初3年間	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	中小事業最大3億円 国民生活事業最大6,000万円(別枠)
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	最大3億円(別枠)
売上高15% 以上減少	保証料補助	お近くの民間金融機関 (伴走支援型特別保証制度、 経営改善サポート保証)	(伴走)最大4,000万円 (経サポ)最大2億8000万円
スタートアップ 再生支援等	資本性劣後 ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本性劣後ローン)	国民生活事業最大7,200万円(別枠)
売上高の減少 関係なし	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	国民生活事業最大4,800万円
要件	支援の内容	申請・相談窓口	概要
返済に困っている	特例リスケジュール	中小企業再生支援協議会 (新型コロナ特例リスケジュール)	- 一括して既存債務の元金返済要請 - 資金繰り計画等の策定における金融機関調整 - 資金繰りの継続サポート

▶②小・中規模企業者向け(①以外)

要件	支援の内容	相談窓口	融資額
売上高 20%以上 減少	実質無利子 ※当初3年間	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	中小事業最大3億円 国民生活事業最大6,000万円(別枠)
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	最大3億円(別枠)
売上高 15%以上 減少	低利融資	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	中小事業最大3億円 国民生活事業最大6,000万円(別枠)
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	最大3億円(別枠)
売上高5%以上減少	保証料補助	お近くの民間金融機関 (伴走支援型特別保証制度、 経営改善サポート保証)	(伴走)最大4,000万円 (経サポ)最大2億8000万円
売上高の減少 関係なし	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	中小事業最大7.2億円 国民生活事業最大4,800万円
前向きな設備投資	貸付	日本政策金融公庫 (設備資金貸付利率特例制度)	中小事業最大7.2億円 国民生活事業最大7,200万円
スタートアップ 再生支援等	資本性劣後 ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本性劣後ローン)	中小事業最大7.2億円(別枠) 国民生活事業最大7,200万円(別枠)
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	最大7.2億円(別枠)
要件	支援の内容	申請・相談窓口	概要
返済に困っている	特例リスケジュール	中小企業再生支援協議会 (新型コロナ特例リスケジュール)	- 一括して既存債務の元金返済要請 - 資金繰り計画等の策定における金融機関調整 - 資金繰りの継続サポート